

成田市教育委員会会議臨時会会議録【会議概要】

平成22年8月教育委員会会議：臨時会

期日 平成22年8月10日(火) 開会 午前11時00分

閉会 午前11時40分

会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	荒井 清	委員長職務代理者	小川 信子
委員	山口 恵子	委員	秋山 皓一
教育長	佐藤 玉江		

出席職員

教育長	佐藤玉江(再掲)	教育総務部長	関川 義雄
生涯学習部長	吉田 昭二	教育総務課長	坂本 公男
学校施設課長	堀越 慎一	学務課長	小舘 修
教育指導課長	五十嵐 正憲	学校給食センター所長	古関 修
生涯学習課長	遠藤 英男	生涯スポーツ課長	檜垣 好克
公民館長	須藤 清子	図書館長	大木 禎夫
		生涯学習課主幹(書記)	堀越 美好

傍聴人：0人

【会議概要】

1. 委員長開会宣言

2. 議 事

議案第1号 成田市文化基金の設置，管理及び処分に関する条例の廃止及び制定について

遠藤生涯学習課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

本基金は昭和58年度に図書、美術品及びその他の文化的資料の購入資金に充てるため設置したが、設置から27年が経過し、図書館は出来たものの美術館は現在も計画が未定である。

このような中、平成23年度を初年度とする次期実施計画の策定にあわせ、基金の見直しを図り、基金設置の目的を当初の美術品その他の文化的資料の購入に加え、市民の文化的志向に対応する文化芸術の振興事業、及び文化施設の整備を追加し、市民の文化芸術のニーズに対応するもの。

また、基金の種類を定額運用資金から積み立て基金へ変更し、設置の目的を達成するために必要な財源として全部又は一部を処分できるようにして、基金の有効活用を図るもの。

《議案第1号に関する主な質疑》

委員：要旨がやや漠然としているので、表現を調整して欲しい。

佐藤教育長：今回の条例改正案を提案するに当たり、要旨については具体的な説明となるよう改正させていただく。

3～5行目で唐突に図書館が建設されたという表現が出て来たという印象があるのでそこを修正したい。条例制定後27年が経過し、市勢の、また、社会的な情勢の変化があつて、市民感覚も考慮した上で条例の改正をするということで、修正をしたいと考えている。

委員：定額基金から積み立て運用基金に変更するとどのようになるのか、5条について説明していただきたい。また、第6条の処分についてもわからないので説明願いたい。

坂本教育総務課長：5条に言う繰り替え運用とは、市の会計において年度当初に一時的に資金が不足するときなどに、予め利率、期間等を定めて基金から資金を借用して運用し、後日定めに従って返還するというもの。

委員：第5条の規定は使うのではなく、市に必要性が生じた際には一時的に貸すことを規

定するもので、第6条では目的により使うことが出来るということか。

遠藤生涯学習課長：定額運用基金は原資を減らさず運用していくもの。積み立て運用基金にするということは目的に沿って使うことが出来るということで、取り崩した分は減っていくということとなる。

委員：前はそこのところの説明がなかったが、今回説明を受けて、基金の運用を行っていかうという改正の理由がはっきりしたと思う。

委員：今回、条例改正を可決しなければ、美術品の購入等にしか使えないという現行の基金がそのまま残るということか。

委員：条例改正は市長の事務として議会での議決案件となるので、地方自治法上の規定では、教育委員会の権限としてそこまでは定められていないと思う。

議長：要旨については、市勢の変化などがある中で改正するというので、説得力のある文章に見直しをしていただくということによろしいか。

議長：それでは、議案第1号の要旨を見直しすることを条件に可決するということによろしいか。異議がないので、そのとおりに決する。

3. 報告事項

①報告第1号 三橋鷹女の像贈呈式について

遠藤生涯学習課長 資料により概要を説明

(要旨)

三橋鷹女の像を作る会より、本市にゆかりの深い氏のブロンズ像と試作品の樹脂の像を、より良い管理の下に置くということで市に寄贈いただくこととなった。平成22年5月28日に寄贈されて、今月18日に記念の集いがあるということ。

報告第1号に関する質疑は特になし

4. 委員長閉会宣言